

松くい虫被害木調査委託 特記仕様書

1 調査開始時期について

松くい虫被害木調査の開始時期は、9月1日以降から調査開始とするが、具体的には監督職員と協議のうえ決定することとする。

2 調査対象木等

調査対象木については、マツノザイセンチュウにより枯れた枯損木（被害木）を対象とし、調査するものとする。（折損木、倒木等含む。）

3 境界について

官民界や小班界等に誤りが生じないように、十分踏査を行ったうえで調査すること。
疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

4 被害木の標示について

被害木のNo.テープは地際から120cmを目途に標示すること。
被害木は「黄色標示テープ」で標示すること。

5 成果品の提出について

被害木の胸高直径及び樹高を測定し、被害木本数を調査するものとする。
松くい虫被害木調査委託の収穫調査復命書作成は不要とし、成果品は立木調査野帳及び立木ごとのGPSポイントデータとする。
立木調査野帳は2部（原本1部・写し1部）提出するものとする。
立木調査野帳は各林班毎に整理すること。
立木調査野帳の具体的なとりまとめについては監督員の指示を仰ぐこと。

6 提出期限（契約履行期間内）

立木調査野帳は整理でき次第、随時提出すること。
最終の立木調査野帳提出期限は令和8年11月6日とする。

7 その他

このほかの事項については、監督員の指示を仰ぐこと。